

社会福祉法人鶴生会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鶴生会の役員等の法人運営業務に対しての報酬に対して、必要な事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 定款5条に定める評議員、定款15条に定める役員に対し、各年度の総額が20万円を超えない範囲で、その勤務実態に応じて必要な報酬等を支給することができる。

1. 役員が研修会等に出席した場合その費用を支弁する。

役員報酬	料 金
半日以内	5,000円
一日以内	10,000円

2. 交通費として

交通費	料 金
町内の場合	無
町外の場合	3,000円

3. 役員の地位にあることのみでの支給はしない。
4. 園長及び職員等の兼務役員に対しては支給しない。
5. この表に拠り難き場合は、理事長がその都度定める。
6. 研修参加費等の経費について別途実費を支給する。

附 則

- この規程は、平成19年4月1日より施行する。
この規定は、平成20年4月1日より施行する。
この規定は、平成23年4月1日より施行する。
この規定は、平成29年4月1日より施行する。